

岩手県告示第779号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年9月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社共栄水道
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字十二神29番地10
 - ウ 代表者の氏名 小野寺夏男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第2716号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年9月2日付けで土木工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年9月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 石橋建築
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町14地割55番地4
 - ウ 代表者の氏名 石橋成夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7890号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年9月6日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年9月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山下工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字軽米第8地割16番地
 - ウ 代表者の氏名 山下正勝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第9299号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年9月6日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年9月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社柴田土建
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中太田吉原85番地1
 - ウ 代表者の氏名 柴田信男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20208号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月27日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成22年9月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ガイア

イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町老松字水沢155番地2

ウ 代表者の氏名 高泉俊彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-20)第70089号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年9月6日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。